

別紙

諮問第1050号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇児童相談所が作成・保有する開示請求者に関する情報すべて」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月10日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が本件開示請求書になかったため、開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供した上で、相当の期間を定めて補正を求めたが、開示請求者がそれに応じなかったことから、法82条2項に基づき不開示決定を行ったものであり、本件不開示決定は適法である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年1月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年2月28日に実施機関から理由説明書を、同年5月7日に審査請求人から意見書を収受し、同年4月25日（第251回第二部会）から同年6月27日（第253回第二部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書におけ

る主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 保有個人情報開示請求手続における対象保有個人情報の特定について

法77条1項本文では、「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。」と定め、同条1項2号では「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」として、開示請求者が、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することを義務付けている。

また、同条3項においては、「行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

なお、東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日付3情都情第193号）第3・2・(7)では、「開示請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や保有個人情報の特定ができない場合には、その場で補正を求める。その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、不開示決定を行う。」としている。

イ 本件不開示決定の妥当性について

（ア）実施機関の説明

本件不開示決定の妥当性について、実施機関は概ね次のとおり説明する。

本件開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容では対象保有個人情報を特定できないことから、令和5年7月6日付けの「開示請求書の補正の確認について」（以下「補正確認書」という。）により、審査請求人に対して、本件開示請求書から「すべて」の部分を削除するとともに、本件開示請

求書の記載内容から想定し得る対象保有個人情報为例示的に提示し、対象保有個人情報を選定するよう求め（以下「補正確認」という。）、その回答期限を同月18日（以下「本件回答期限」という。）とした。

しかし、本件回答期限までに審査請求人から回答がなかったことから、同年8月10日付けで、対象保有個人情報を特定できないとして本件開示請求を拒否する本件不開示決定を行った。

（イ）審査請求人の主張

審査請求人は、実施機関の補正確認書には、補正確認の他に選択し得る補正方法の記載がないことから、対象保有個人情報を実施機関が想定するもののみに誤導するものであり、補正確認に基づいた本件不開示決定は取り消されるべきと主張する。

（ウ）審査会の検討

審査会が本件開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容から、請求の対象となる保有個人情報を特定することができるかについて検討したところ、本件開示請求書の記載内容からは、審査請求人がどのような保有個人情報を請求しているのかが分からず、対象保有個人情報が特定されているとはいえない。

また、上記（ア）及び（イ）の経過からすると、審査請求人は、実施機関が例示的に提示した公文書に記録されている保有個人情報の開示を求めているものとも受け取れない。

以上のことから、実施機関が、対象保有個人情報が特定できないとして補正を求めたことは相当と認められ、また、補正確認書を受け取った審査請求人が本件回答期限までに補正に応じなかったことから、対象保有個人情報を特定できないとして本件開示請求を不開示とした決定は妥当である。

ウ 付言

審査会が見分したところ、実施機関は、補正確認書において、審査請求人に対して補正の参考となる情報を提供した上で、相当の期間を定めて本件開示請求書の補正を求めたことが確認されたが、他方で、本件回答期限までに補正に応じないときは不開示決定を行う旨の記載は確認できなかった。

今後、実施機関においては、補正を求める際、開示請求者が補正に応じないときは、不開示決定を行う可能性がある旨を事前に案内するなど、丁寧に対応するよう留意されたい。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子